

一般社団法人日本ビリボー協会 ビリボー協会会員 会員規約

第1条 総則

本規約は、一般社団法人日本ビリボー協会（以下「当協会」という）と、当協会の認定を経たビリボー設置店舗（以下「ビリボー協会会員」という）との間の、当協会が主催する協会公式大会等を開催（以下「当大会」）するに関わる一切の関係に適用します。

第2条 定義

当大会の開催等のため、所定の手続きによりビリボー協会会員を申込み、ビリボー協会会員資格を得た店舗をいいます。

第3条 ビリボー協会会員

1. ビリボー協会会員希望店舗は、本規約に同意した上でビリボー協会会員の申込みを行うものとします。
2. 第4条にあるビリボー協会会員会費（以下「会費」という）を前払いで納める。
3. 所定の手続き後、当協会からビリボー協会会員登録完了の通知を発行した時点で、ビリボー協会会員資格が有効になるものとします。
4. 当大会を開催する際、第5条にある競技会員は、第6条にあるビリボーカードが必須条件となり、そのビリボーカードの販売を各店舗で行う義務を負う。
5. ビリボー協会会員は、競技会員の募集を行うことを義務とする。また、その際、競技会員から収集する個人情報を当協会のプライバシーポリシーに基づいて管理しなければならない。

第4条 ビリボー協会会員会費

1. 1店舗につき、月額5,000円（税込）とする。
2. 会費は前払いとする。
3. 会費有効期間は、毎月1日から月末までとする。
4. 支払方法は、月払い、半年払い、年間払いを選択の上、支払手数料は振込人負担とする。
5. 更新については、会費有効期間が切れる15日前に当協会よりビリボー協会会員へ更新手続き通知を送るものとし、ビリボー協会会員は速やかに更新手続きを行うものとする。
6. 退会及びビリボー協会会員資格の取消などで、ビリボー協会会員でなくなる場合でも、支払済みの会費に関しては、いかなる理由があっても返還はいたしません。

第5条 競技会員

1. 定義
競技会員とは、ビリボー協会会員の店舗でビリボーをプレイされる者をいいます。

第6条 ビリボーカード

1. 当大会を開催の際、競技会員はビリボーカード持参が必須条件となる。
2. 競技会員へのビリボーカードの販売は、ビリボー協会会員が行う。
3. ビリボーカードは、当協会より購入。
4. ビリボーカードの料金は、50枚31,500円（税込）、100枚52,500円（税込）とする。

5. 送料、振込手数料は、ビリボー協会会員が負担するものとする。

第7条 ビリボー協会会員登録内容の変更

ビリボー協会会員は、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、会費の決済に関する登録事項、その他当協会への登録事項に変更があった場合には、すみやかに当協会へ届け出るものとします。

第8条 退会及びビリボー協会会員資格の取消

1. ビリボー協会会員の退会は、所定の退会手続きによるものとします。
2. ビリボー協会会員は、退会によって、退会までにビリボー協会会員として得た権利の一切の効力を失うものとします。
3. ビリボー協会会員が以下に該当する場合、当協会は、事前に通知することなく、直ちに当該ビリボー協会会員の会員資格を取消することができるものとします。
 - ① 第11条の禁止行為を行った場合。
 - ② 当協会への申告又は届出内容に虚偽があった場合。
 - ③ ビリボー協会会員への連絡が不通となり、当協会の情報提供等が困難であると判断される場合。
 - ④ その他、本規約又は関連法令に違反した場合。
 - ⑤ その他、ビリボー協会会員として不適切もしくはビリボー協会会員の継続が困難であると当協会が判断した場合。

第9条 個人情報の管理

当協会は、ビリボー協会会員が会員登録及び当大会参加の際に当協会へ提供した個人情報を、別途提示するプライバシーポリシーに従って管理します。

第10条 著作権

1. 本条に違反して問題が発生した場合、ビリボー協会会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決し、当協会に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 当協会にて特に著作者が明示されていないデータの著作権は、当協会に帰属します。
3. 当協会にて著作者が明示されているデータの著作権は、各著作者に帰属します。
4. 当協会内のデータを編集又は加工した二次的著作物については、当協会もしくは明示された著作者が原著作者としての著作権を持ちます。
5. ビリボー協会会員が、本協会内のデータを改変、改良又は翻案した場合も、当該データの著作権は、当協会又は各著作者に帰属します。
6. ビリボー協会会員が、当協会に対して何らかのコメント、示唆又はその他の資料等を提供した場合は、ビリボー協会会員は、当協会に対して、当該コメント等を自由且つ無償で使用することを許諾したものと見なすものとします。

第11条 禁止事項

ビリボー協会会員は、本協会の会員にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他のビリボー協会会員又は競技会員、第三者、当協会もしくは各著作者の著作権又はその他の権利を侵害する行為
2. 他のビリボー協会会員又は競技会員、第三者、当協会もしくは各著作者の財産又はプライバシーを侵害

する行為

3. 他のビリボー協会会員又は競技会員、第三者、当協会もしくは各著作者に不利益又は損害を与える行為
4. 他のビリボー協会会員又は競技会員、第三者、当協会もしくは各著作者を誹謗中傷する行為
5. 公序良俗に反する行為
6. 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為
7. 当協会が承諾していない、当協会を利用した売名、宣伝、その他の営利目的の行為
8. ビリボー協会会員資格を第三者へ譲渡又は貸与する行為
9. 当協会が定める規約等に違反又は違反する恐れがある行為
10. その他、法令に違反又は違反する恐れのある行為
11. その他、当協会が不適切と判断する行為

第12条 免責事項

1. 当協会は、本大会の適切な提供に努めるが、本大会の中断、停止、廃止、内容の変更等によってビリボー協会会員に損害等が生じた場合でも、当協会は当該損害等に対して責任を負わないものとします。
2. 当協会は、当協会の故意又は重過失によらない会員登録内容や利用履歴等の情報の漏洩に関して責任を負わないものとします。
3. 当協会は、本大会の参加により発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。ただし、別途契約書等で明示する場合には、この限りではありません。
4. 当協会は、ビリボー協会会員が本大会等によって得る各種データ及びその他の情報に瑕疵がないこと及びその正確性、完全性、有用性を保証いたしません。
5. 本大会の参加により、ビリボー協会会員が他のビリボー協会会員又は競技会員、第三者に損害を与えた場合、当該ビリボー協会会員の責任において解決し、当協会に損害を与えないものとします。

第13条 損害賠償

ビリボー協会会員は、本規約に違反し当協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第14条 改訂

当協会は、ビリボー協会会員への任意の方法による事前通知をもって本規約を改訂することができるものとします。改訂後も、本大会等の利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第15条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本規約は、日本法に準拠するものとします。
2. 本大会等に関連してビリボー協会会員と当協会との間で問題が生じた場合には、ビリボー協会会員と当協会とで誠意をもって協議するものとします。
3. 問題が協議によって解決できない場合には、名古屋地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判によって解決するものとします。